

# セブテムメンバーズの皆様へ！

ちょっとためになる申告の情報をお届けします♪

## 「リリーフ通信・記帳の教室」

『給与所得者の配偶者控除等申告書』について

皆様こんにちは。今月は最近問い合わせの多い『給与所得者の配偶者控除等申告書』（以下、申告書）についてお伝えさせていただきます。

サラリーマン等をしている場合、会社で年末調整をすることで基本的に所得税の精算は終わりとなります。すでにご主人などから『今年の所得はいくら？』と聞かれ、申告書の記入を依頼された方もいらっしゃると思います。

この申告書は、この申告書の提出者が配偶者控除等を受けられるかを確認するための資料となります。配偶者控除を受けられる方は配偶者の所得合計（セブテム活動のみをされている方ですと、収入から経費を引いた金額）が38万円以下であれば、配偶者控除を受けられます。所得合計が38万超から123万円以下であれば配偶者特別控除を受けることができます。（ただし、その申告書を提出される方の所得合計が1,000万超の場合は受けることが出来ません）

提出時点ではその年度が終了していませんので、見積もりをご自身で計算して記入するという形になります。もし、皆様が確定申告をして所得合計の金額が控除を受けられなかった金額だったとしても後で修正して所得税を精算することができます。

まずは見積もりを計算してみて、『配偶者の本年中の合計所得金額の見積額』という欄にその金額を記入してください。あとは、その申告書を提出する会社の経理等の方が計算してくれるはずです。（その先まで記入を求められましたら、弊社までご連絡ください。）

またセブテム活動と別で給与等を受け取っていらっしゃる方は、その年の給与等の見積を計算し、申告書の裏面に給与等の所得の計算方法が記載されていますので、そちらで計算された所得とセブテム活動の所得を合算したものを『配偶者の本年中の合計所得金額の見積額』に記載してください。

今年から新たに加わった年末調整の申告書となりますので、不明点等がありましたら、弊社までお気軽にお問い合わせください。

### 記帳の教室出張無料期間もあとわずかになってまいりました！

「記帳の教室」を平成30年12月14日まで無料で開催させていただいております。確定申告が近づいてきたこの時期だからこそ新規のメンバーズ様に聞いていただきたい内容となっております。開催を希望される方は、一度弊社までご連絡ください。

(株)リリーフ 記帳の教室事業部 担当：丸山豊正

〒462-0819 名古屋市北区平安2-4-68 井元ビル2F

T E L : 052-912-2180 F A X : 052-912-2182 携帯番号 : 090-6480-7933

mail : simada4f@po.mirai.ne.jp 携帯mail : b27c4dfdfd7qtq@softbank.ne.jp

お名前 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

メール \_\_\_\_\_

【相談内容】